（参考資料５）

実習会計事務の流れ（歳入）

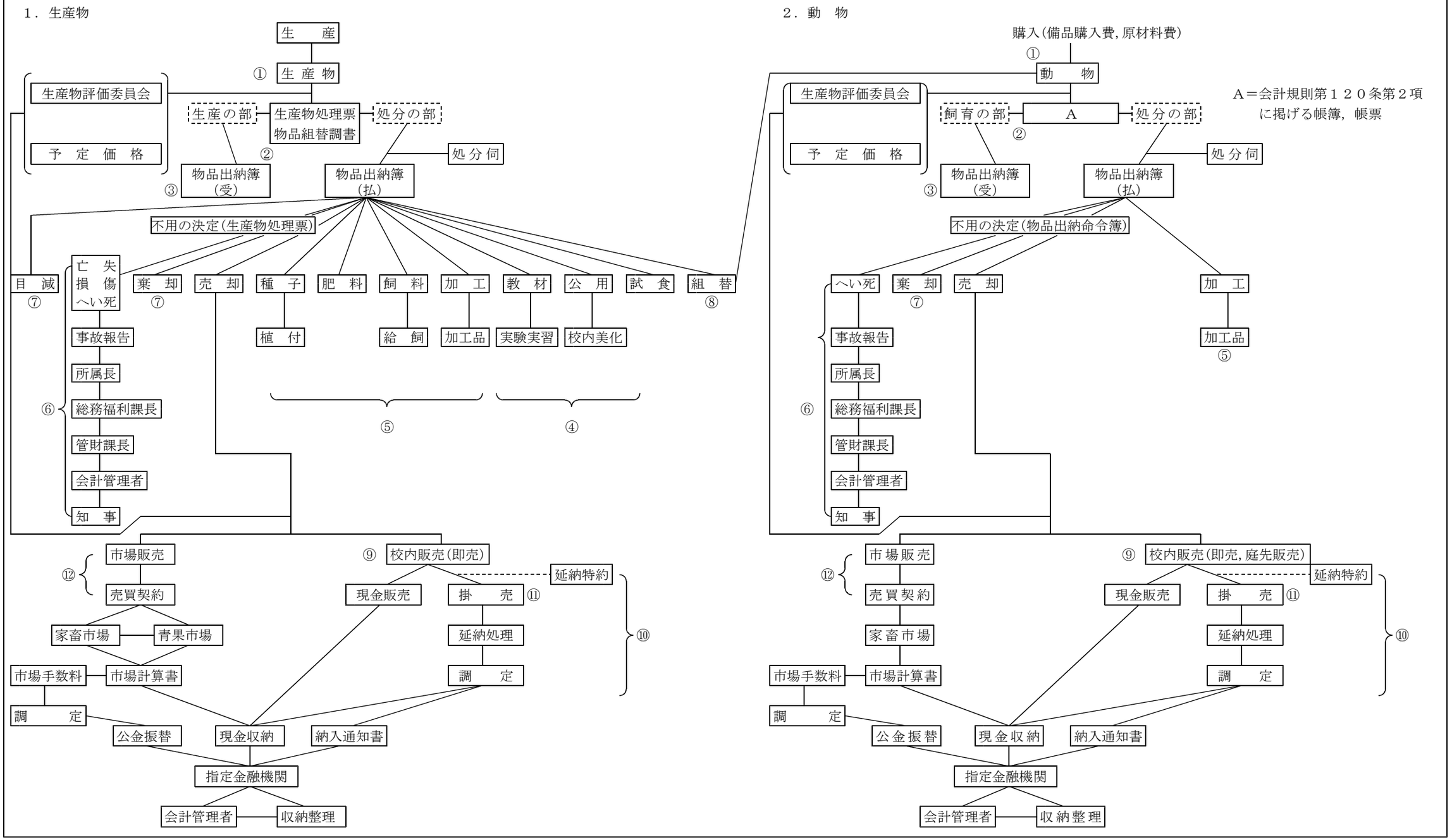

<table>
<tr><td colspan="2">① 生産物</td><td colspan="2">① 動　物</td></tr>
<tr><td>参考法令</td><td>県会計規則第１１８条</td><td>必　　携
単位事務名</td><td>実習会計歳入歳出</td></tr>
<tr><td>説　　明

参　　考</td><td>生産物とは，試験場，学校，農場，その他県の施設等で製作又は生産された物品をいう。
一般にどの時期において生産物としての取扱いをするのか，即ち，生産物処理票の生産欄にあげるかが問題になってくる。

参考資料２，４</td><td colspan="2">動物とは，獣類，鳥類，魚介類及び虫類で飼育を目的とするものをいう。
動物としての取り扱いが，それぞれの種類によって違うので注意すべきである。

参考資料２，４</td></tr>
<tr><td colspan="2">② 生産物処理票
物品組替調書</td><td colspan="2">② A</td></tr>
<tr><td>参考法令</td><td>県会計規則第１２０条
県会計規則第１２３条
県会計規則第１２９条</td><td>必　　携
単位事務名</td><td>生産物処理票
物品組替調書
物品の出納命令に係る帳簿，帳票</td></tr>
<tr><td>説　　明

様　　式

記 載 例</td><td>生産物に係る出納命令は生産物処理票（第９８号様式）により処理しなければならない。
即ち，栽培記録簿，飼育記録簿，加工記録簿又は工作記録簿により，当日分の生産物処理状況を記録するものである。

会計規則様式第９８号

会計規則等様式指針及記載例集
（様式第９８号）</td><td colspan="2">動物に係る出納命令は，会計規則第１２０条第２項に掲げる帳簿，帳票より処理しなければならない。

支出命令票又は支出負担行為・支出命令票
会計規則様式第８７号，第９４号
会計規則等様式指針及記載例集
（様式第８７号，９４号）</td></tr>
</table>

③	物品出納簿（生産物の部）	③	物品出納簿　（動物の部）
参考法令	県会計規則第１２０，１２５条	必　　携 単位事務名	物品出納簿の登記
説　　明	生産物について品名，品質形状ごとに口座を設けて生産物処理票によりその出納を記帳するものである。 会規様式第８７号…一般に学校では収入状況把握等から若干補正し使用している。 会計規則等様式指針及記載例集　（様式第８７号） ※分類番号は会計規則普通物品分類表参照		牛，馬，豚等比較的大動物については，名号ごとに，名号のないものは品名ごとに総括表を作成し，用途等を記帳するものである。 会規様式第８７号 会計規則等様式指針及記載例集 （様式第８７号） ※分類番号は会計規則普通物品分類表参照

④

- 教　　材
  - 実験・実習
- 公　　用
  - 校内美化
- 試　　食

④　給　食

説　　明

記 載 例

生産物の処理で教材として実験・実習で利用することのほか，学校美化の為の花壇に植付，試食がある。また、収穫祭での生徒給食等があるが，この場合にはその消費相当額を歳出から歳入に振り替える。

動物の処分で，学校行事等で給食に利用することがある。処分伺が必要であろう。

処分の部	品　　名	数量	単位	処分の内容					備　　考
				校内植付	展示	試食	不用の決定		
							廃棄	売却	
	キンセンカ苗	500	本	500					校内花壇植付
	玉　ね　ぎ	50	kg					50	収穫祭（１１／２３） 生徒給食用として
	牛　　乳	1	本			1			２年Ａ組実習後試飲する。

⑤	種　子 → 植　付	飼　料	肥　料 → 給　飼	加　工 → 加工品	⑤ 加　工

説　　明	（１）加工……生産物を新たに加工して製品を作る。（例　麦 $\xrightarrow{\text{加工}}$ 味噌） 家畜をと殺してその肉を加工し製品を作る。　（例　肉＋味 $\xrightarrow{\text{加工}}$ 味噌） 場合等いろいろある。特に大，中家畜をと殺場以外でと殺する場合， 管轄保健所長の許可を必要とする。 （２）飼料……自給飼料（例　イタリアン・桑），商品として売却することが適当でない場合に飼料として利用する。（例　破卵） 飼料受払簿については別冊として作る場合と飼育記録簿で処理している場合がある。 （３）種子……生産物のうちいくらかを次の作付用種子として利用する。 （例　もみ，甘藷） （４）肥料……肥料の目的で栽培（例　茶用緑肥） 水田に還元（例　稲わら） ※　学校では係がいくつかに部門（例　普通作，園芸，大家畜担当）を分け，その一つを担当しているため，ある部門から別の部門へ生産物をまわすことを（校内移譲）という形で便宜上取扱っていることもある。 （例　乳牛部門　乳牛１頭 $\xrightarrow{\text{移譲}}$ 和牛部門へ）	生産物と同様に，動物をと殺してその肉を加工し，製品を作る場合がある。

⑥ 亡　失 / 損　傷 / へい死 → 事故報告書 → 所属長 → 総務福利課長 → 管財課長 → 会計管理者 → 知　事

⑥ へい死 → 事故報告書 → 所属長 → 総務福利課長 → 管財課長 → 会計管理者 → 知　事

参　考　法　令	県会計規則第３１条 指針１７，記載例集	必　　携 単位事務名	現金物品の事故報告

説　　明	生産物の亡失，損傷，へい死について，事故報告をする。 ※生産物と動物を同葉で報告可	動物の事故報告については，獣医師の診断書（軽易なものについては所属長の証明書）を添付するものとし，動物のへい死等で故意又は過失によらないものについては１年分をまとめて報告することができる。ただし，伝染病及び災害等によるもの並びに(1)のアの主務課長から要求のあるものについては，直ちに報告すること。 （知事，会計管理者へ各１部，もよりの主管課を経由） （会計規則施行指針第１７）
様　　式	会規様式第１３号	物品の事故報告の対象とならないもの ①　県の機関以外に貸付中のもの(動物を含む。)は，物品出納員等や職員の保管又は使用に含まれないことから，事故報告の対象外となる。 ②　県の機関で飼育中の動物の死産など，そのものが物品として受け入れる必要がない物は，物品の受入及び保管そのものが未だ発生していないことから，事故報告の対象に含まれない。 ③　伝染病及び災害等によらない動物の病死等で，明らかに飼育管理上の問題が無いと判断される場合は，事故報告の対象外とする。 （平成19年2月16日　管理調達課通知）

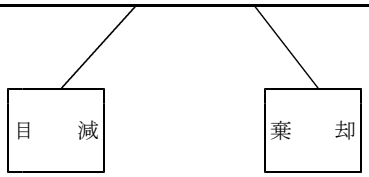

⑦	目　減　　棄　却
説　　明	(1) 「目減」……物の目方が運送中などに漏洩，蒸発などで減少すること。（広辞苑） 目減には加工過程におけるもの，果実野菜等の自然目減，小売等による量目不足などを目減として処理している。 例１　みかんを収穫（処理票生産欄に収量を計上）し，ある期間を貯蔵しておいて販売した場合，収量と販売量に差がでてくる。 この差を目減として処理している。 例２　味噌１たる（１００kg）を製造し，それを５kgずつ小売りした場合，一般には最後にいくらかの量目不足が生じてくることが多い。この差を目減として処理している。 (2) 目減とやや異なるが「分引（歩引）がある……何分かの割引をすること。歩合を減ずること。」（広辞苑） 例　茶の共同出荷販売で正味５０kg製品を袋詰めして作る場合，あらかじめ６％の販売不良分（くず化するため）を見込んで５３kg袋詰めして出荷する。この３kgを分引と称している。 (3) 「棄却」……売り払うことが不利又は不適当と認められるもの及び売り払う価値のない生産物を処理する。 通常，処理票備考欄に原因等理由を記入し「棄却」として処理している。 なお，亡失，損傷，へい死とは性格が異なるので注意する。 例　商品価値のない小玉のいも類，味噌のカビ発生部分
⑧	組　替
参　考　法　令	県会計規則第１２０条
説　　明	物品の分類又は区分を変更する場合は，主に次のような例が考えられる。 （出生後　８　月経過後１月以内） 豚　生産　生産物 ──→ 動物 に組替 （出生後１３月経過後１月以内） 牛　生産　生産物 ──→ 動物 に組替 （購入後，すぐ） 鶏　購入　原材料 ──→ 動物 に組替 （出生後２年経過後） ダチョウ生産生産物 ──→ 動物 に組替 ※　出荷を目的とし，肉質調整等を行うものが明らかなものに限り生産物として管理して差し支えない。 ただし，やむを得ず計画変更等が生じたものの動物への組替の時期を失することの無いよう十分注意すること。

<table>
<tr><td colspan="2">⑨
 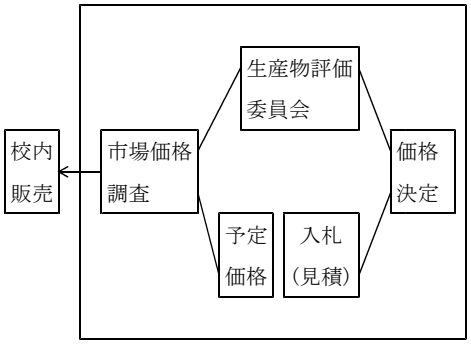
</td><td colspan="2">⑨
 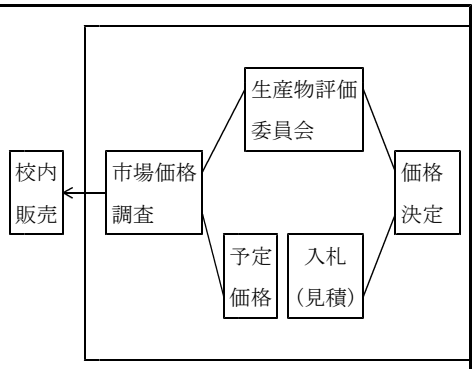
</td></tr>
<tr><td>参考法令</td><td>県契約規則</td><td>必携
単位事務名</td><td>物品の売払
生産物の処分等</td></tr>
<tr><td>説明</td><td>生産物の販売は県契約規則に基づいて行うが，校内において加工品，野菜，鶏卵等を小売りする場合，次のように処理されている。

(1) 販売価格について
生産原価，市場相場及び地域の商店価値を調査して，生産物評価委員会を開き，価格を検討し決定する。

(2) 生産物評価委員会～学校運営機構による校務分掌で組織されている。
（価格・処理）

(3) 「生野菜等市場相場の変動のある場合」
……再度生産物評価委員会が検討する。
「品質によって価格の差の大きいもの」
……価格差をつける。
例　L ○○円　M ××円　S △△円</td><td colspan="2">動物の販売は県契約規則に基づいて行う。
職員等への即売は鶏（廃鶏，ブロイラー）が，庭先販売は牛豚等が多い。

(1) 販売価格について
市場相場，小売価格，専門業者，家畜商等の取引価格を調査し，即売・予定価格の参考にする。

(2) 動物評価委員会
左記，生産物評価委員会に準ずる。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">⑩ 延納特約

⑪ 掛　売 ― 延納処理 ― 調　定 ― 現金収納（払込）票
調　定 ― 納入通知書</td><td>⑩ 延納特約</td></tr>
<tr><td>参考法令</td><td>県会計規則第４２条
指針第２２</td><td>必　携
単位事務名</td><td>延納処理</td></tr>
<tr><td>説　明

参考様式</td><td>職員に販売するにあっては，かいの長の承認により延納ができるが，通常次のような処理をしている。

(1) かい長の承認伺
例　職員分掛売を翌月の給料引きする場合
生産物処理票には，その日の処分の部に記入し，備考欄に延納分として表示，翌月の納期日に現金収納（払込）票で払い込む。生産物処理票備考欄に収納済の旨表示整理する。</td><td colspan="2">左記のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="3">⑫ 市場販売</td><td>⑫ 市場販売</td></tr>
<tr><td>参考法令</td><td>県契約規則</td><td>必　携
単位事務名</td><td>生産物の売買契約
市場手数料</td></tr>
<tr><td>説　明</td><td>１．売買契約……生産物の売買契約の項参照
２．予定価格……市況等を参考にするが家畜等の売却については実習収入予算も配慮する必要がある。
３．売却伺い……一般に大家畜等を売却する場合に学校長の決裁を得ている例が多い。様式，記入要領に定めはないが売却理由は通常「飼育計画完了」ということになる。
※　契約担当者は，せり売りの方法により契約を締結しようとする場合においてせり売りに付する物の購入価格又は予定価格が５０万円以上であるときは，あらかじめ知事の承認を受けなければならい。
４．荷受伝票……市場は出荷された数量，品質等確認の上引受書として荷受伝票を渡す
５．市場計算書……売上明細書
６．市場手数料……市場手数料を参照</td><td colspan="2">左記のとおり</td></tr>
</table>

	例　野菜を近くの青果市場に出荷 数量，品質等を区分確認し荷受伝票が渡され，せり売りされ代金が明細書（市場計算書）とともに渡される。（受領者は会計職員として任命されたもの〈会規第６条〉）→会計規則指針第２３によって処理。 生産物処理票は，出荷・入金及び市場手数料（公金振替済）の状況を明確にしておく。 ※　関連して公用車使用，旅行命令等の処理に留意する。	例　肥育牛を成牛セリ市場に出荷した。 予定価格以上に「セリ値」が達したとき，生産者は“売り”の意思表示をし売買が成立する。予定価格に達せず“本人落し”した場合でも通常入場料等は必要である。（入場料等は資金前渡できない。） 売却したときは，代金がセリ伝票（市場計算書）とともに渡される。 会計規則指針第２３によって処理 左記のとおり